

令和6年度

沖縄県立沖縄高等特別支援学校
入学志願者募集要項



沖縄県立沖縄高等特別支援学校

〒904-2213 うるま市字田場1243番地

電話 098-973-1661

F A X 098-974-1680

ホームページ <http://www.okiko-sh.open.ed.jp/>

沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学志願者募集要項

1 本校の教育目標

生徒一人一人の特性等を最大限に発揮させ、将来の職業的・社会的自立を図り、働く喜びと誇りを持ち、自他ともに敬愛する心豊かな人間の育成を目指す。

2 一般入学

(1) 出願資格

軽度の知的障害を有し保護者とともに本県に在住している者又は、入学日までに県内に居住することが確実な者で、アからウのいずれかに該当し、かつエ・オを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者。

イ 中学部等を卒業した者(以下「過年度卒業生」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

オ 公共交通機関を利用した自力通学及び、自主行動が可能な者

※出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加すること。

(2) 通学区域

全県区

(3) 募集定員

性別での定員はありません。コースの定員は以下の通りです。

コース名	学級数	定員
就労技術	4	40
福祉	1	10

(4) 出願期間

	入学志願書受付日	入学志願書受付時間
令和6年	2月7日(水)	午前9時から午後4時まで
	2月8日(木)	午前9時から午後4時まで

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

※志願者は、令和5年11月末日までに本校の志願前相談を受けるものとする。(志願変更及び第2次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。)

(5) 出願手続

ア 沖縄高等特別支援学校については、就労技術コース及び福祉コースのいずれかを第1希望、もう一方を第2希望として、必ず両方に記入する。

イ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

出願書類	摘要
ア 入学志願書(第1号様式)	原則、志願者本人が記入
イ 療育手帳の写し 又は 専門医の診断書(第11号様式)	※1 更新期限が超過した療育手帳は無効とする。 ※2 手帳未取得の場合は、各専門医の診断書(第11号様式) ※3 各専門医の診断書は、知的障害が証明可能なものとする。
ウ 健康診断書(第8号様式)	過年度卒業生のみ。令和5年度1月以降に発行されたもの。
エ 確約及び証明書(第5号様式)	離島在住者のみ(保証人の記入あり)
オ 写真票(第15号様式)	写真は、出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入したものを張り付ける。

★以下の書類については、中学校等で作成するものです

カ 調査書(通常の教育課程履修者用(第2号様式)または知的教育課程履修者用(第2号-2様式))	※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する。 ※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。
キ 入学志願者名簿(第3号様式)	
ク 出願書類受領書送付用の返信用封筒および合否通知用の返信用封筒(離島・県外)	角形2号に切手を貼付し宛名は自校の学校長名に殿と記入する。 返信用封筒に貼付する切手の料金 受検生1人(140円)

(6) 志願変更及び手続き

志願者が定員を超えた場合、志願変更する者は志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校に提出する。中学校長は願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長に、これを提出するものとする。

ア 志願変更の日程

志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和6年2月8日(木)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和6年2月21日(水)に発表する。

志願変更申し出期間	令和6年	2月14日(水)及び2月15日(木) 午前9時から午後4時まで
入学志願書取り下げ 及び再出願	令和6年	2月20日(火)及び2月21日(水) 午前9時から午後4時まで

※ 志願者は、本校において11月末日までに志願前相談を受けるものとする。

(7) 選抜の方法

選抜は提出された出願書類、学力検査等の成績、面接により総合的に判定する。

ア 学力検査は、国語・数学・技術(職業)・体育について実施する。検査時間は、いずれも50分とする。

イ 面接検査を実施する。

(8) 入学者選抜検査の期日、検査会場及び日程

ア 期日 令和6年3月6日(水)、3月7日(木)

イ 検査会場

(ア)原則として沖縄県立沖縄高等特別支援学校(うるま市字田場1243番地)とする。

(イ)特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

a 委託検査場

県立宮古特別支援学校	県立八重山特別支援学校	県立大平特別支援学校久米島高校分教室
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場		

b 出張検査場

教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

ウ 検査日程

第1日目【3月6日(水)】

受 付	9:00～ 9:30
全体集会(点呼及び諸注意)	9:30～ 9:50
検査室入室 出席確認 問題配布	9:50～10:00
国 語 【50分】	10:00～10:50
休 憩	10:50～11:00
検査室入室 出席確認 問題配布	11:00～11:10
数 学 【50分】	11:15～12:05
全体集会(明日の日程確認)	12:10～12:15
昼 食	12:15～12:50
面接集合 移動	12:50～13:00
面 接	13:00～16:30

第2日目【3月7日(木)】

受 付	9:00～ 9:30	
全体集会(点呼及び諸注意) 着替え 説明 移動	9:30～ 10:00	
技 術 (職業) 【50分】	10:00～10:50	
集合 着替え 説明 入室	10:50～11:15	
体 育 【50分】	11:15～12:05	
全体集会	12:05～12:15	
受検者数によって 第2日目に面接が ある場合の日程	昼食	12:15～12:50
	面接集合 移動	12:50～13:00
	面接	13:00～15:00

エ 学力検査等に必要な持ち物

- (ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。
- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
 - ・定規
 - ・コンパス(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)
 - ・はさみ(紙切り用)、スティックのり
- (イ) 受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上の置くことができる。
- ・鉛筆キャップ
 - ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)
 - ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。)
 - ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)
- (ウ) 体育館シューズ(体育において志願者本人が用いるためのもの)、出身中学校等指定の体育着及びジャージを持参すること。
- (9) 合格発表
- ア 令和6年3月14日(木)の午前9時に本校において発表(掲示)する。同時に、ホームページにも掲載する。
- イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- ウ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表の日から換算して1月以内)開示が可能である。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たないコースにおいて、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 通学区域

全県区

(3) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、令和6年3月15日(金)及び3月18日(月)の2日間とする。

イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

※第2次募集出願時まで特別支援学校の対象であることの証明ができるもの

※1 更新期限が超過した療育手帳等は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(4) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は次の手続による。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する本校1コースに併願することができる。この場合、本校における他のコースに第2志望を出願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

(イ) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続による。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する本校1コース等に出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他のコース等に第2希望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した本校のコースに出願することはできない。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

- (ウ) 志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。
- a 第2次募集入学志願書(第9号様式)
 - b 確約及び証明書(第5号様式)ただし、次の(a)又は(b)の者のみにする。
 - (a) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
 - (b) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
 - c 療育手帳の写
 - ※1 手帳未取得の場合は、各専門医の診断書(第11号様式)
 - ※2 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。
 - ※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (I) 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
- a 第2次募集入学志願書(第9号様式)
 - b 調査書(一般入学で提出したものと内容は同じもの)
 - c 第2次募集志願者名簿(第10号様式)
 - d 確約及び証明書(離島在住者のみ)
 - e 療育手帳の写
 - ※1 更新期限が超過した療育手帳等は無効とする。
 - ※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)
 - ※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(5) 志願変更及び手続

- ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。
- イ 2次志願変更の日程
志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和6年3月18日(月)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和6年3月19日(火)に発表する。

入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和6年3月19日(火) 午前9時から午後4時までとする。

- ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。
なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。
- オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に本校校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、本校校長に第2次募集志願変更願(第14号様式)で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法

- ア 選抜は、学力検査等成績証明書(第14号様式)、調査書、面接の結果等を資料として行う。
- イ 面接・付加問題(国語・数学)を実施する。

(7) 第2次募集 選抜検査の期日、会場

ア 期日 令和6年3月25日(月)

イ 検査会場 沖縄県立沖縄高等特別支援学校

うるま市字田場 1243 番地 電話 098-973-1661

(8) 合格発表

令和6年3月27日(水) 午前9時に本校において発表掲示する。同時に、ホームページにも掲載する。

4 追検査

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

ア 追検査の期日

令和6年3月18日(月)及び19日(火)

イ 追検査の合格発表

令和6年3月25日(月)

(2) 追検査で不合格となった者は追検査2次募集へ出願することができる。

ア 追検査第2次募集の出願・面接の期日

令和6年3月26日(火)

イ 追検査第2次募集の合格発表

令和6年3月27日(水)

5 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、原則として、出願時に自己申告書(第13号様式)を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。

6 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 受検の配慮については、

- ① 志願を希望する者が「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて所属する中学校長に提出する。
- ② 志願を希望する者が所属する中学校長が前記①の書類を沖縄県教育庁県立学校教育課に、10月末日までに提出する。
- ③ 提出された書類を基に県立学校教育課が審査し、2月下旬の最終志願者決定までに志願者及び志願先学校長に配慮事項を通知する。
- ④ 本校は配慮事項に基づいて学力検査等を実施する。

※個別の教育支援計画、個別の指導計画等により、日頃からどのような支援・配慮を行っているか、また、配慮措置により、生徒がどのような形で成長したのかをしっかりと明記して下さい。そうすることで円滑に審査を行い、配慮を行うことができます。

7 その他

(1) 中学校長等は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを募集年度の3月末日までに特別支援学校長に提出する。